

政令

◇通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

(政令第二二八号)(国土交通省)

1 旅行者等は、情報通信の技術を利用する方法により、旅行業務に関し取引をする者(旅行者を除く。)と旅行業務に関し契約を締結したときを交付する書面に記載すべき事項を提供し、かつ、あらかじめ、旅行業務に関し取引をする者(旅行者を除く。)に対し、情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの(以下「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととした。(第二条第二項関係)

2 旅行サービス手配業者は、情報通信の技術を利用する方法により、旅行サービス手配業務に関し取引をする者と旅行サービス手配業務に関し契約を締結したときに交付する書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととした。(第二条第三項関係)

3 登録研修機関の登録の有効期間は、三年とすることとした。(第三条関係)

4 地域限定旅行業務取扱管理者試験の手数料の額は、五、五〇〇円とすることとした。(第四条第二項関係)

5 観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修の手数料の額は、一万七、九〇〇円とすることとした。(第四条第四項関係)

6 旅行サービス手配業に関する観光庁長官の権限に属する事務は、旅行サービス手配業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととし、報告徴収及び立入検査に関する事務にあつては、観光庁長官が自らその事務を行うことを妨げないこととした。(第五条第二項関係)

7 この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行の日(平成三〇年一月四日)から施行することとした。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年八月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二二五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十三号)附則第二条第一項及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一号中「以下この条」を「以下この号」に改め、「生ずる日」の下に「平成二十九年九月八日」を加え、「この号」を「この条」に、「単に」定期検査を「新定期検査」に、「定期検査」を「新定期検査」と改め、次号において「定期検査開始日」というを削り、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年六月十七日」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 条約発効日前に建造され又は建造に着手された船舶であつて、条約発効日以後最初に行われる特定設備についての新定期検査が平成三十一年九月七日以前に行われるもの(改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下この号において「旧法」という)第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等(旧法第五条第一項から第三項までに規定する設備に限る。)についての旧法第十九条の三十六の規定による定期検査(旧法第十九条の四十六第二項の規定により当該定期検査を行ったものとみなされる同項の検査を含み、当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。)が平成二十六年九月八日以後平成二十九年九月七日以前に行われた船舶を除く。) 条約発効日以後二回目に行われる特定設備についての新定期検査が開始される日又は平成三十六年六月十七日のいずれか早い日 附則第八条を附則第九条とし、附則第五条から附則第七条までを一条ずつ繰り下げ、附則第四条の次に次の一条を加える。

日以前に行われた船舶を除く。) 条約発効日以後二回目に行われる特定設備についての新定期検査が開始される日又は平成三十六年六月十七日のいずれか早い日 附則第八条を附則第九条とし、附則第五条から附則第七条までを一条ずつ繰り下げ、附則第四条の次に次の一条を加える。

第五條 特定現存船舶(前条各号に掲げる船舶であつて、その航路の周辺に附則第二条に掲げる水域が存在しないため特定水バラスト交換排出(改正法附則第二条第一項に規定する特定水バラスト交換排出をいう)を行うことができないものとして国土交通省令・環境省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。からの有害水バラスト排出(同項に規定する有害水バラスト排出をいう)については、前条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、新法第十七条第一項本文(新法第十七条の六において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 特定現存船舶については、前条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、新法第十七条の二(新法第十七条の六において準用する場合を含む。)、第十九条の四十一第一項(新法第十七条の二第一項に規定する有害水バラスト処理設備(以下この条において「有害水バラスト処理設備」という。)に係る部分に限る。)、並びに第十九条の四十四第一項及び第三項(それぞれ有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 特定現存船舶についての新法第十九条の三十六(有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十三号)附則第二條第一項の政令で定める日以後初めて」とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 中川 雅治
内閣総理大臣 安倍 晋三

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年八月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二二七号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年一月四日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子
財務大臣臨時代理 野田 聖子
国務大臣 野田 聖子
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一

通訳案内士法第三十八条第一項の期間を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年八月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二二七号

通訳案内士法第三十八条第一項の期間を定める政令

内閣は、通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第三十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

通訳案内士法第三十八条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

附則

この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十号)の施行の日(平成三十年一月四日)から施行する。

国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三